明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第六十八条の五を次のように改める。

第六十八条の五　削除

第六十八条の九第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第九項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の十第一項中「平成二十六年三月三十一日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」を、「同号イ」の下に「及びロ」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「百分の三十に相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を加え、同項第一号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「太陽光、風力その他」を削り、「エネルギー資源」の下に「（太陽光及び風力を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第六十八条の十第二項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「同項」を「同項第七号」に改め、「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「である同項」を「である同項第七号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十四第五項」を削る。

第六十八条の十三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「供したとき」の下に「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を加え、「、次条第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第四項中「、次条第五項」を削る。

第六十八条の十四を次のように改める。

第六十八条の十四　削除

第六十八条の十五第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、前条第五項」を削る。

第六十八条の十五の二第一項中「（次項」を「（第二号及び次項」に改め、「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第二号中「要件」の下に「（当該連結親法人及びその各連結子法人の適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）」を加え、同条第二項第三号中「当該連結親法人の」を「前号の」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「、第六十八条の十四第三項」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十四第四項」を削る。

第六十八条の十六第一項中「（第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項の表の第一号中「供する」の下に「第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人（連結親法人である同項第七号に規定する農業協同組合等を含む。）に該当する」を加え、「新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに」を「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの及び」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十五第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「である同項」を「である同項第七号」に改める。

第六十八条の二十六第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に改める。

第六十八条の二十七第一項中「場合を除く」を「場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」に、「十億円を」を「同表の第一号又は第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ」に、「十億円に」を「それぞれ十億円又は二十億円に」に改める。

第六十八条の三十を次のように改める。

第六十八条の三十　削除

第六十八条の三十一第二項第一号中「第四十六条の二第二項第一号」を「第四十六条第二項第一号」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第六十八条の三十五第三項第二号中「認定計画」の下に「（同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。）」を加える。

第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の十四第一項」を削り、「若しくは第六十八条の二十九」を「、第六十八条の二十九若しくは第六十八条の三十一」に改め、同条第二項及び第五項中「第六十八条の三十」を「第六十八条の三十一」に改める。

第六十八条の四十一第四項及び第十三項中「第六十八条の三十」を「第六十八条の三十一」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「、第六十八条の十四」を削り、「又は第六十八条の二十九」を「、第六十八条の二十九又は第六十八条の三十一」に改める。

第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第一項及び第六十八条の四十六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十七の見出しを「（中部国際空港整備準備金）」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「連結事業年度の」を「適用事業年度の」に、「当該連結事業年度に」を「当該適用事業年度に」に改め、同項第二号中「から、当該連結事業年度」を「から、当該適用事業年度」に、「の当該連結事業年度」を「の各連結事業年度」に、「第七項に」を「第三項に」に、「当該連結事業年度」を「（各連結事業年度」に、「第五十七条の七第五項」を「第五十七条の七の二第一項」に、「とし、当該連結事業年度」を「とし、当該各連結事業年度」に、「に第八項」を「に第四項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「に第七項」を「に第三項」に、「同条第七項」を「同条第七項中「第五項の中部国際